平成２９年（フ）第３１１号
広島県安芸郡府中町桜ヶ丘８番２号
債務者　石橋　誠司
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１２号
広島県安芸郡府中町桜ヶ丘８番２号
債務者　石橋　綾子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３８９号
広島市安佐南区長束５丁目31番２－１号
債務者　インテリア　ファーストクリエートこと　正木　勇一
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９１号
広島市西区南観音１丁目３番39―303号
債務者　坂下　綾介
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４０２号
広島市西区楠木町４丁目９番４号
債務者　安藤　久美
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４１６号
広島市中区上幟町３番36―501号
債務者　家村　隆広
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４２０号
広島市南区丹那町10番19号　介護付有料老人ホームせせらぎ、住民票上の住所広島県大竹市立戸３丁目８番23号
債務者　松原セキヨ
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３２号
広島市中区東白島町７番13―401号
債務者　大畠　正彦
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４５９号
広島市西区草津梅が台３番24号
債務者　村上　浩孝
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４６６号
広島県大竹市元町４丁目１番３号
債務者　坂本　章司
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６８号
愛媛県西条市玉津591番地１　玉津３区312号
債務者　野々下秀男
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第５６号
福岡県飯塚市潤野934番地37　エクセレントハイム106号
債務者　福澤　辰郁
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第５７号
福岡県飯塚市潤野934番地37　エクセレントハイム106号
債務者　福澤　夏子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１３８号
宮崎市大字赤江272番地　フラワーポートＢ棟103号、前住所宮崎市大字田吉1361番地10井崎アパートＢ棟202号
債務者　下野　杏奈
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６４号
宮崎市生目台西２丁目５番地１　県営住宅11棟３号
債務者　永友　恭子（旧姓椎原・鶴田）
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６５号
宮崎市佐土原町石崎２丁目11番地４　サンフィットハイム202号
債務者　松田　利彦
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１７０号
宮崎県児湯郡川南町大字川南21342番地１
債務者　水野　　瞳（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
宮崎地方裁判所破産係